

徳島県犯罪被害者等支援推進計画(案)の概要

I 基本的な考え方

計画の位置づけ

条例第9条に基づき策定。犯罪被害者の支援に関する基本方針及び具体的施策を定める

計画期間

5年間(令和3年度から令和7年度まで)

進捗管理

年度ごとに具体的施策の実施状況を取りまとめ、条例に基づき設置した「徳島県犯罪被害者等支援審議会」の意見を聴き、改善を図る

推進体制

国、県、市町村、民間支援団体など関係団体が相互の役割を理解し、連携して推進
犯罪被害者支援連絡協議会との連携

II 犯罪被害者等支援のための施策

基本方針1 支援体制の整備・充実 ～各団体が役割を理解し相互連携して体制を構築～

総合的な支援体制の確立

- 徳島被害者支援センターの機能強化
(支援コーディネーターの配置・専門的相談への支援)
- 市町村等相談窓口の対応力強化

支援人材の育成

- 支援担当職員のスキルアップ研修
- 大学生等への講座開設

民間支援団体の活動促進

- 活動の周知

相談及び情報の提供等

- 犯罪属性等による各相談対応

個人情報の適切な管理

- 支援従事者への周知徹底

基本方針2 直接的支援の充実 ～被害者の方が受けた被害の回復、軽減、生活再建を支援～

経済的負担の軽減

- 犯罪被害給付制度の周知
- カウンセリング支援等の周知・充実
- 犯罪被害遺児に対する「応援金」
制度の創設
- 専門的知識を要する相談への支援

安全の確保

- 被害者等に関する情報の保護
- 児童虐待防止のための体制整備
- 再被害防止に向けた関係機関の連携

雇用の安定

- 事業主等の理解の増進

保健医療サービス・福祉サービスの提供

- 警察、性暴力被害者支援センター、
学校等でのカウンセリング支援の充実
- 性暴力被害者に対する医療費負担
等

居住の安定

- 県営住宅への一時入居措置
- 被害直後の居住場所の確保

基本方針3 県民等への理解の促進 ～被害者支援に対する理解や二次被害等への理解を深める～

- 犯罪被害者等支援条例の普及啓発シンポジウムの開催
- 学校における命の大切さや犯罪被害者等への理解、二次被害防止への教育の推進
- 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施
- 犯罪被害者支援講演会の開催
- 県民や事業者等への二次被害・再被害防止についての理解増進